

事務連絡
令和6年7月25日

長野国有林森林整備協会
名古屋造林素材生産事業協会
(一社)長野林業土木協会
(一社)名古屋林業土木協会
(一社)林道安全協会中部支所
(一社)林道安全協会中部支所名古屋出張所

}

殿

中部森林管理局 森林整備部長

請負事業者等の災害発生について（2号）

令和6年7月18日に北信森林管理署発注の造林事業（森林環境保全整備事業（保育間伐活用型ほか 北信3池の沢ほか））箇所で労働災害が発生したため、その概要等を別添1のとおり送付します。

この災害は、列状間伐の集材作業中、間伐木の伐倒時に損傷し幹にぶら下がった状態のクリの枝が、スイングヤーダによる集材時に幹から切り離され、退避していた被災者（荷掛け者）の右側頭部に激突し、被災したものです。

スイングヤーダによる集材に当たっては、集材に支障となる障害物は事前に処理し、集材作業中に障害物等が引っ掛かったときは、集材作業を停止して、引っ掛かりの状態を外してから安全を確認の上、作業を再開することや、荷掛け者の退避場所についても、下げ荷材の上方の安全に退避できる場所を選定するなど、あらゆる危険を想定したうえで安全な場所を選定し、その場所に確実に退避してから合図を行うこととされています。

つきましては、本件のような災害を防止するため、傘下会員に対して、このたびの災害概要を周知するとともに、下請け者を含む全ての現場従業員が様々な危険予知を行い安全な作業に徹するよう、機会ある毎に繰り返し要請をお願いします。

（担当：企画官（間伐推進担当）TEL050-3160-6569）

労働安全衛生規則抜粋

第二編 安全基準 第一章の三 木材伐出機械等

第三節 簡易架線集材装置

(合図等)

第二百五十一条の百六十五 事業者は、簡易林業架線作業を行うときは、簡易架線集材装置の運転者と荷掛け又は荷外しをする者との間の連絡を確実にするため、電話、電鈴等の装置を設け、又は一定の合図を定め、それぞれ当該装置を使用する者を指名してその者に使用させ、又は当該合図を行う者を指名してその者に行わせなければならない。

2 前項の運転者は、同項の指名を受けた者による指示又は同項の合図に従わなければならない。

(立入禁止)

第二百五十一条の百六十六 事業者は、簡易林業架線作業を行うときは、次の箇所に労働者を立ち入らせてはならない。

- 一 原木等を荷掛けし、又は集材している場所の下方で、原木等が転落し、又は滑ることにより労働者に危険を及ぼすおそれのあるところ。
- 二 作業索の内角側で、索又はガイドブロック等が反発し、又は飛来することにより労働者に危険を及ぼすおそれのあるところ。

別添 1

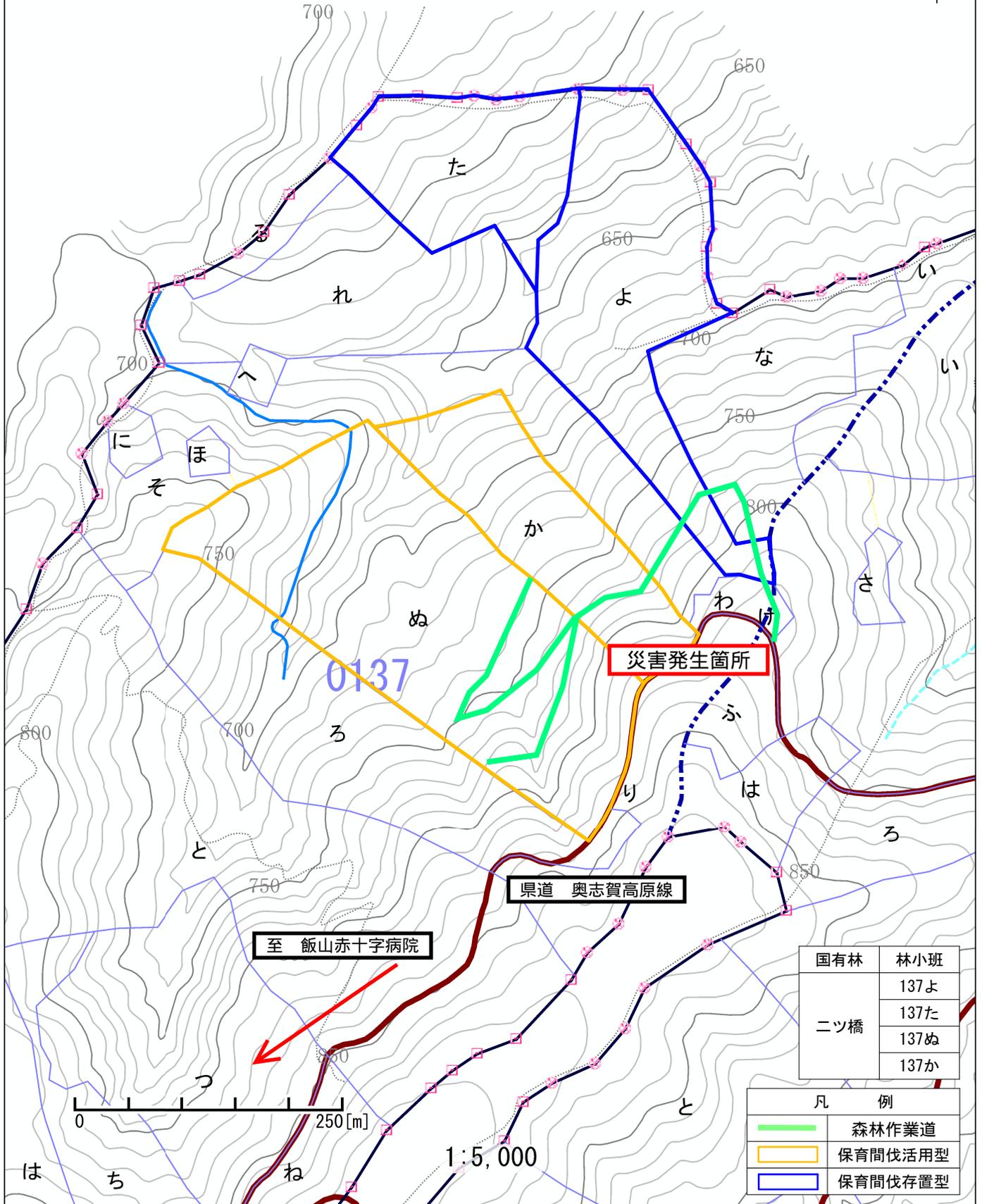
請負事業体及び立木販売における災害発生報告(休業4日以上)

1 署 等 名	北信森林管理署
2 事業の種類	造林事業(森林環境保全整備事業(保育間伐活用型ほか 北信3 池の沢ほか))
3 災害発生日時等	令和6年7月18日(木) 15時30分頃発生 怪我の程度:脳震盪 休業見込み:1週間程度
4 災害発生場所	長野県下高井郡野沢温泉村 二ツ橋国有林137ぬ林小班
5 契約相手方	北信州森林組合 代表理事 山崎 明
6 事業実行事業体	同 上
7 被災者年齢等	年齢: 48歳 性別: 男 2の事業の経験年数: 14年 雇用区分: 常用 社会保険等加入状況: (労災) (雇用) (健康) (厚生) (林退)
8 従事作業	スイングヤードでの集材作業
9 災害概況	<p>当日、被災者は同僚2名と列状間伐集材作業に従事していた。同僚Aはスイングヤードのオペレータ、被災者と同僚Bは荷掛けを行っていた。</p> <p>間伐対象のスギはあらかじめ列状に伐倒(伐採幅3m)されており、間伐対象のスギの伐採幅のすぐ隣のクリ(胸高直径42cm)の枝が、伐倒されたスギがぶつかったことで裂けてぶら下がった(垂れ下がり、枝先が伐倒されたスギ丸太上にかぶさっていた)状態であった。</p> <p>15:30頃、被災者はそのクリの木の横にある伐倒された3本のスギを同時に集材するため、同僚Bと共に当該スギ(3本)の荷掛けを行い、お互いそれぞれ伐採列の外側へ退避したのち、同僚Bがオペレータの同僚Aへ巻き取り開始の合図をした。荷掛けされたスギ(3本)が動き始めた直後、ぶら下がっていたクリの枝(長さ6m径14cm)が幹から切り離され被災者に飛来し、被災者の右側頭部に激突した。</p> <p>同僚Bはクリの枝が落ちるのを見たことから、被災者を確認したところ「枝が頭に当たり痛い」とうずくまっていたが、意識がはっきりしており受け答えも正常であったことから、その場で休むように伝え集材作業を再開した。</p> <p>15:45頃、作業道まで出ていた被災者に同僚Aが声を掛けたところ、記憶の混乱が見られることから作業を中断し、直ちに同僚Aは被災者を社用車載せ、飯山赤十字病院へ搬送した。</p> <p>16:45頃、飯山赤十字病院に到着し検査をしたところ、「外傷性くも膜下出血」の疑いがあるため経過観察入院することとなった。</p> <p>7月19日再検査の結果、前日と検査結果に変わりはないが、経過観察のため、7月22日まで入院し再度検査することとなった。</p>

	<p>7月22日 再度の検査の結果、脳内に出血は認められず、枝の衝突による「脳震盪」との診断が出た。</p> <p>7月22日 退院。今後状態の観察と休養で7月28日まで休みとし、7月29日より軽作業で復帰予定。</p>
10 その他特記すべき事項	<p>7月19日 7:30 国有林で作業を行っている林産班へ事故の周知</p> <p>7月19日 午前中現地確認（北信森林管理署・北信州森林組合）</p> <p>7月19日 13:30 北信州森林組合担当班による安全懇談会</p> <p>7月19日 17:00 北信州森林組合業務課長が北信森林管理署を訪問し災害報告署長より類似災害の防止等、安全指導を実施</p> <p>7月22日 労働基準監督署に23号様式(労働者死傷病報告)提出</p>

災害発生個所位置図

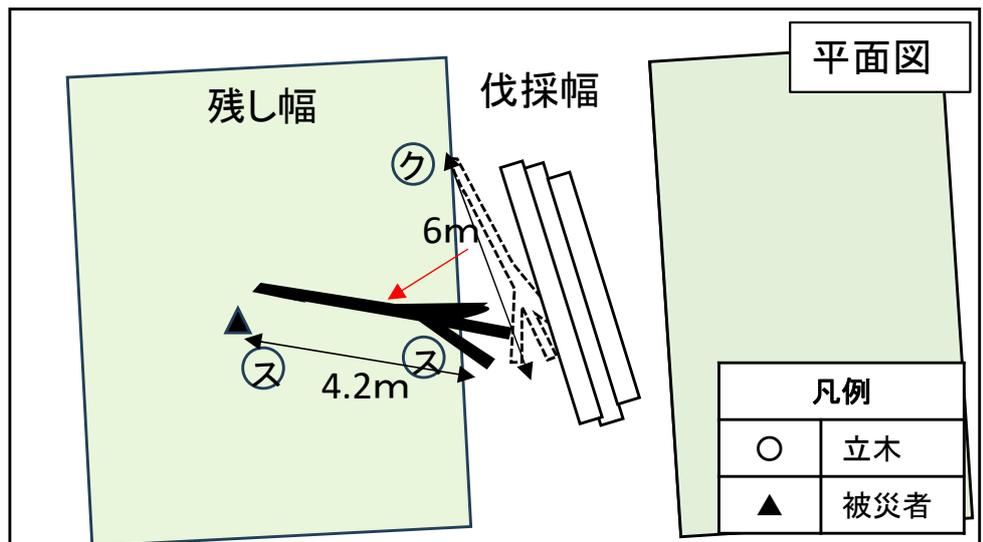
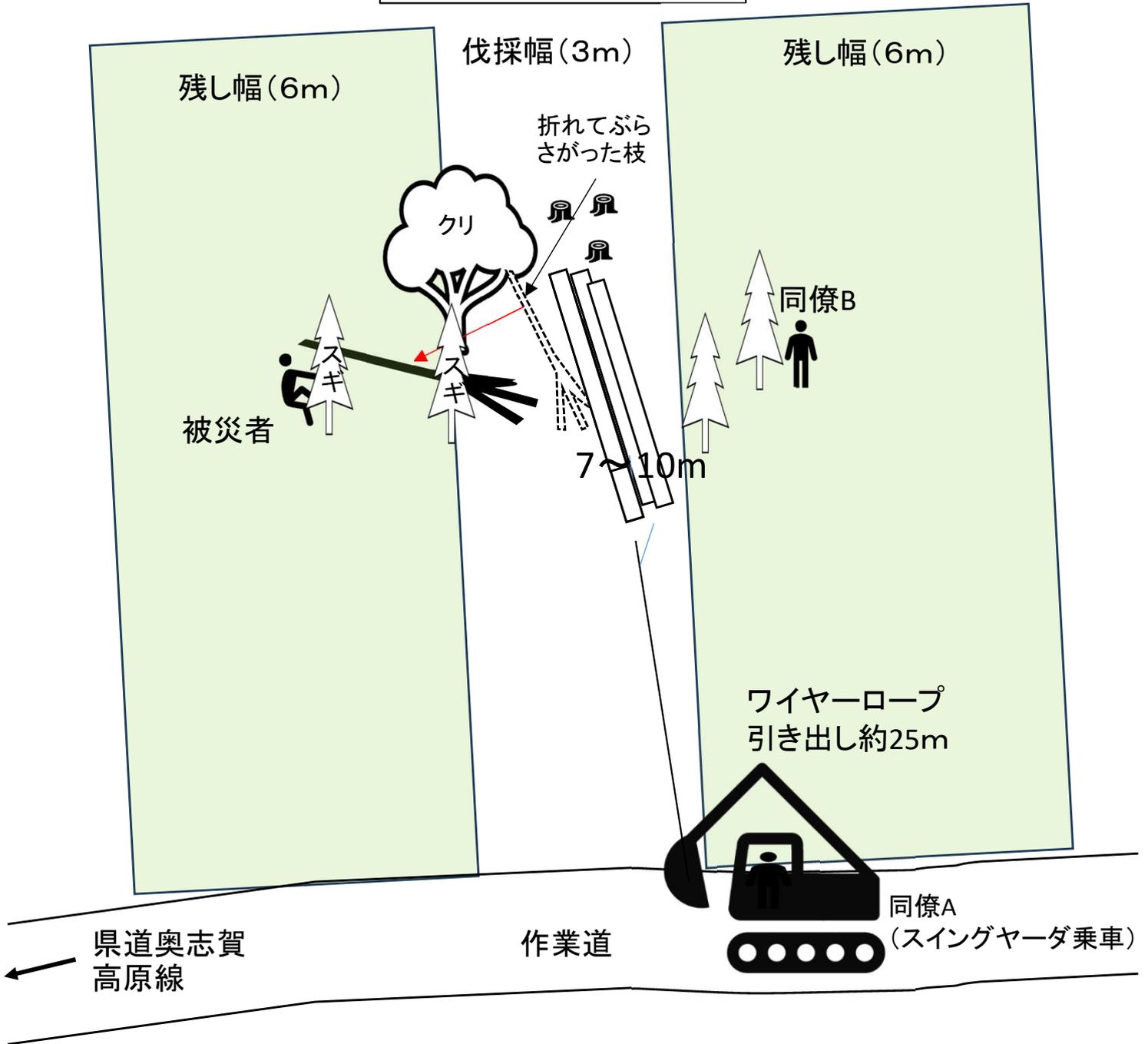
長野県下高井郡野沢温泉村 池の沢国有林 137ぬ林小班



国有林	林小班
二ツ橋	137よ
	137た
	137ぬ
	137か

凡 例	
—	森林作業道
—	保育間伐活用型
—	保育間伐存置型

災害見取り図



災害発生時の再現写真

